



令和5年 第6回
本別町議会臨時会会議録

自 令和5年11月30日
至 令和5年11月30日

本別町議会

令和5年本別町議会第6回臨時会会議録

令和5年11月30日（木曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第70号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第71号 | 常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 発議第 2号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第72号 | 令和5年度本別町一般会計補正予算（第15回）について |
| 日程第 8 | 議案第73号 | 令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について |
| 日程第 9 | 議案第74号 | 令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について |
| 日程第10 | 議案第75号 | 令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について |
| 日程第11 | 議案第76号 | 令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第12 | 議案第77号 | 令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第13 | 議案第78号 | 令和5年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について |
| 日程第14 | 議案第79号 | 令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について |
-

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第70号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第71号 | 常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 発議第 2号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の |

			一部改正について
日程第 7	議案第 7 2 号	令和 5 年度本別町一般会計補正予算（第 1 5 回）について	
日程第 8	議案第 7 3 号	令和 5 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 回）について	
日程第 9	議案第 7 4 号	令和 5 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回）について	
日程第 1 0	議案第 7 5 号	令和 5 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 回）について	
日程第 1 1	議案第 7 6 号	令和 5 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 回）について	
日程第 1 2	議案第 7 7 号	令和 5 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 回）について	
日程第 1 3	議案第 7 8 号	令和 5 年度本別町水道事業会計補正予算（第 2 回）について	
日程第 1 4	議案第 7 9 号	令和 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 回）について	

○出席議員（12名）

議 長	1 2 番	篠 原 義 彦	副議長	1 1 番	柏 崎 秀 行
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	9 番	高 橋 利 勝		1 0 番	阿 保 静 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸	住 民 課 長	宮 口 淳 哉
建 設 水 道 課 長	加 藤 勉	企 画 財 政 課 長	松 本 秀 規
老 人 ホ ー ム 所 長	前 佛 清 治	国 保 病 院 事 務 長	小 川 芳 幸
建 設 水 道 課 主 幹	小 出 勝 栄	総 務 課 主 査	石 川 雅 康
教 育 長	高 橋 哲 也	教 育 次 長	武 田 敏 英
代 表 監 査 委 員	井 出 英 彦		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之

総務担当主査 越 後 忠

総務担当主事 今 井 綾 香

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和5年第6回本別町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、高橋利勝議員、藤田直美議員及び石山憲司議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第17号令和5年度本別町一般会計補正予算（第14回）について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 報告第17号専決処分報告。

令和5年度本別町一般会計補正予算（第14回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,623万8,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入であります。17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金1,000円の増額補正は、公共施設等整備基金として本別町内にお住まいの匿名の方からの指定寄

付金、4節教育費寄付金20万円の増額補正は、図書購入費として、本別町南3丁目1番地9の税理士法人TAP様からの指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金1,000円の増額補正は、寄付者の意向により公共施設等整備基金に積み立てるもの、その下、10款教育費、4項社会教育費、3目図書館費、17節備品購入費20万円の増額補正は、寄付者の意向により図書館館内図書を購入するものであります。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和5年9月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承をお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第70号

○議長（篠原義彦） 日程第4 議案第70号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第70号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与の勧告に伴い、一般職職員の給料月額に支給額改定等の必要が生じ、職員組合との合意を得ましたので、提案をするものであります。

人事院勧告の概要であります。1点目、給与改定につきましては、民間給与との較差0.96%を埋めるため、行政職の初任給で大卒約6%11,000円、高卒約8%1万2,000円を引上げ、各職種の初任給を始め若年層に重点を置きつつ、平均1.1%を引き上げるものであります。

2点目、勤末手当の改定につきましては、期末手当と勤勉手当を0.05か月引上げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を4.4か月から4.5か月とする内容であります。

実施時期につきましては、勧告どおり、給料の改定につきましては令和5年4月1日に遡及し、期末勤勉手当の改定につきましては令和5年12月1日から適用するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の120.0」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120.0」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

この改正は、一般職の期末手当につきまして0.05か月分、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当につきまして0.025か月分を引き上げる改定であります。

第15条の3第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

これは、一般職の勤勉手当につきまして0.05か月分、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当につきまして0.025か月分引き上げる改定であります。

別表第1並びに別表第2イ及びウを次のように改める。

別表第1（第3条関係）、別添。別表第2（第3条関係）イ、別添。別表第2（第3条関係）ウ、別添。

これは、各職種の初任給を始め若年層に重点を置きつつ、平均で1.1%引き上げております。なお、別添の説明につきましては省略をさせていただきます。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

これは、一般職の期末手当0.05か月分の改定につきまして、令和6年4月1日から、6月、12月支給分にそれぞれ0.025か月を振り分け、定年前再任用短時間勤務職員0.025か月分の改定について、令和6年4月1日から、6月、12月支給分にそれぞれ0.0125か月を振り分け、支給月数を均等に振り分ける改定であります。

第15条の3第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

これは、一般職の勤勉手当0.05か月分の改定につきまして、令和6年4月1日から、6月、12月支給分にそれぞれ0.025か月を振り分け、定年前再任用短時間勤務職員0.025か月分の改定につきまして、令和6年4月1日から、6月、12月支給分にそれぞれ0.0125か月を振り分け、支給月数を均等に振り分ける改定であります。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第1条中第15条及び第15条の3の改正規定は令和5年12月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

なお、この改正に伴います令和5年度の影響額につきましては、全会計で2,812万3,000円増となり、その内訳につきましては、給与改定によるものが全会計で1,962万8,000円、うち一般会計で1,105万円、手当の改定率が全会計で849万5,000円、うち一般会計で392万1,000円の増額となる見込みであります。

以上、議案第70号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

ただいま御提案がありました件ですが、まず職員給与についてでございます。

本提案による実質上の増額を効果的なものとするためですが、昇給給与等の増額に伴う件、令和4年度11月29日の臨時会上と同様の議案の質疑に対する答弁といたしまして、本年につきましては評価者の研修を行なっているということで、人事評価制度について御答弁があったところでございますが、1年が経過した現在、本議案の提案に伴う職員の人事評価制度というものはどのようになっているのか、まずお伺いをいたします。

2点目でございます。

伴ってこの人事院勧告というものを鑑みるに、単なる給与手当等の増額というものだけではなく、職員の働き方や職務体制等についても当然のことながら考慮していかなければいけないと私自身は捉えておりますが、本議案のその提案に伴う本町の職務体制等の構築はどのようになるのかお伺いをいたします。

3点目でございます。

こちら地方公務員法第24条においては、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとあります。こちら効果的な機会や支出、この人勸をそのように捉えるために、本町役場職員の給与と町内の民間事業者、管内の動向調査等はどのように行なった上での御提案となっているのか、本町における官民格差をどのように捉えた上での御提案となっているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず1点目、人事評価制度の関係について答弁をさせていただきます。

人事評価制度につきましては、議員今御質疑のとおり昨年も質疑をいただきまして、評価のばらつきによるものが考えられるので、処遇反映についてはまだしておりませんということで答弁をさせていただいております。本年度につきましても、その評価のばらつきについてどのようにするかというところにつきましてもまだ是正できていないところで、人事評価については行なっているところでございますが、その人事評価を処遇反映にまで至っていないという状況になってございます。

これまでも人事評価制度については各職員に行なっていただいておりますので、今後どのような改善を加えれば評価のばらつきがなくなるのかということを検討するために、本年度人事評価検討委員会を再度開催させていただきまして、議論を始めたところでございます。

今後こちらにつきましては、職員組合のほうともしっかりと協議しながら、処遇反映に向けた評価制度を構築していかなければならないと考えておりますし、こちら今回の人事院勧告でも勧告のあったとおり、適切に処遇反映するようになっていくという勧告も出ておりますので、それに則した形に持っていくような形で、今後協議検討させていただきた

いと考えております。

次に、働き方の関係でございます。

人事院勧告によりますと、働き方改革の一環といたしまして、在宅ワークですとかそういう関係出てございましたが、現状を考えた場合におきまして、本町においてまだそういったこと、在宅ワークですとか、あとはフレックスタイム制ですか、フレックスタイム制をちょっと導入するには、うちの体制上まだ厳しいなと考えてございます。これにつきましては、今後どういった形、これからDX等も入ってくると思いますので、そういった観点も踏まえながら、こちらにつきましては今後も継続的に検討していきながら、職員が働きやすい環境を構築していかなければならないと考えているところでございます。

最後、地方公務員法第24条官民格差につきましての考え方でございますが、こちらにつきましては昨年も答弁させていただきましたとおり、平成22年に行なわれました総務省が主管します地方公務員の給与等に関する専門家会合の取りまとめによります市町村においては、事務の効率上都道府県人事委員会の調査結果を参考にすることが合理的と出されておりますので、昨年も同様の答弁させていただきましたが、町内ですとか管内の給与実態については調査してございませんので、町内との給与比較等は行なっていないところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず1点目の人事評価制度の処遇反映の部分についてでございますが、こちら昨年の御答弁の中では評価者のばらつきがないように評価者の研修を行なっているということでございます。本年においては、検討委員会を設置してということでございますが、それではこの提案に際しまして、この1年間で具体的に例えば何回、どのような研修内容を行なったのか。研修回数やその研修の概要や検討委員会の設置に向けた議論、どのようなものがあつた上での御提案となっているのか、その辺の背景等について具体的にお伺いをいたします。

2点目の職員の勤務体制の構築の部分についてでございます。

一つの事例といたしましてフレックスタイム制や在宅ワークというものが挙げられたところでございますが、例えば本町においても存在するであろうということからですが、いわゆる早出や残業のいわゆるそのサービスの部分、賃金の対象となっていない部分、これらの改善等がなされることによっても、当然実質上の賃金増となると私は思料しているところでございますが、まずこの提案に際しまして、本町においてこれまでの議会の中でも言及したことがございますが、十分にその辺改善等はなされているのかという点。例えば電話や来客の対応であったり、昼時間中、12時から1時の時間帯のそういったいわゆる担当者の設定等が明確にきちとなされているのかという点について、お伺いをいたします。

3点目でございます。ただいま御答弁いただいたとおり、これまで総務省の平成22年2月に出されたものにつきまして、専門家会合の取りまとめですね、こちらについて参照としているという御趣旨の答弁をいただいているところでございますが、これを参

照して、今もう令和5年でございまして、平成22年のこうしたものをずっと参照していくおつもりなのかという点からお伺いをいたしますが、本町における官民格差を是正するというような強いお考えというものがお持ちではないのでしょうか。その辺について、当然のことながらそれを行なえば、より本町におけるそうした官民格差の是正につながる可能性というのが高まるわけですから、効果的だと考えるのが一般的ではないのかなと私は思料するんですが、その辺どのようなお考えの下いつまでも平成22年の総務省のそうした見解のものを採用されていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず1点目、人事評価制度についてでございますが、評価者のばらつきをなくすべく、本年につきましては評価者研修会ということで、1回ですけれども外部の講師を呼びまして、実際にこういった場合においてどういう評価をするのかというのを、実務を入れながら研修をさせていただいたところでございます。その中におきましても、やっぱり評価のばらつきが出ておりまして、こういった場合についてはこういう評価の仕方ですよっていうお話をいただいたところでございまして、これにつきましては、感覚値的なところもちよっとあるのかもしれないですけれども、評価についてはばらつきがあるとその分不公平感が増すということがありますので、そういったところも考慮しながら検討していかなければならないのかなと考えております。

検討委員会の設置につきましては、この間も昨年の答弁もさせていただきましたけれども、処遇反映というのは今後していかなければならないだろうなというところもございまして、今回評価者研修と併せて、実際に処遇反映するに当たっては各職場の代表ですとか組合の方ですとか、そういった方の意見も聞きながら、こういった形で処遇反映していくのかというのは検討していかなければならないということで、検討委員会を設置させていただきまして、今年につきましてはまだ1回の開催となっておりますが、今後複数回開催をしていきながら、先ほども答弁させていただきましたけれども、検討委員会での内容につきまして職員組合ともしっかり協議をさせていただいて、これについては進めていかなければならないと考えております。

本町における官民格差の関係でございまして、こちら本町の民間事業者の給与実態把握につきましては、本町の人員等鑑みたときに費用対効果の面においても、必ずしもこれが適切に行なわれるものとは捉えていないというところが平成22年の専門家会合の取りまとめで出ております。実際役場職員の人員、うち人事委員会ですとかそういったものを持ってございませぬので、調査機関としてはちょっと足りないのかなという部分でやっておりますし、先ほど議員のほうからもありました地方公務員法の第22条ですか、第24条ですね、申し訳ありません。第24条につきましては、官民格差も入っておりますが、国並びに近隣の地方公共団体との差もないようにと書かれておりますので、こちらにつきましては本町といたしましても道の人事委員会の勧告内容等を参酌しながら、今回提案させていただいているものでございます。

サービス残業の部分、早出遅出ということで、現状において、今本町においてサービス残業といいますか、夜遅くまでやって時間外をつけている職員はいないと捉えており

ます。例えば20分30分残ってましたですとか、それがどのぐらいまでが適切なのかっていうところはちょっと難しいところでございますけれども、そういった形で残られてる方はいると思いますけれども、きちっと業務に就いた場合につきましては、超過勤務をきちっと取っていわゆる業務をしているわけですから、上司もそれは知り得なければならぬというところで、勝手にやることのないようにという部分につきましては、課長等会議等でもお示ししておりますので、そういったことはないかと考えております。

昼休みにつきましては、前回一般質問ですか、で御質問いただいたときの答弁と同様になりますけれども、各課内におきまして当番をおきまして12時から1時まで当番をした職員につきましては、基本的に13時から14時までお昼休憩とっておりますので、ここにおける12時から1時までの間勤務したものについては、しっかりした形で休憩を取っていただいておりますので、こちらにつきましてもサービス残業という形にはなっていないと捉えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではまず人事評価制度の部分についてでございますが、本年においては1回研修会を開催したということでございますが、昨年から丸々1年あるわけですが、それが1回にとどまった理由というのが何かあるのか、具体的にお伺いをいたします。

また先ほど官民格差の部分について、総務省の事例を御答弁の上でお示しいただいたところでございますが、この人事評価制度につきましても総務省から一定程度示されているものがあり、この人事評価制度の構築において得られる効果や好事例として人材育成と職員の士気高揚、行政サービスの向上、上司と部下のコミュニケーションの改善、人員配置や業務分担の適正化、適材適所への人材活用なども挙げられているところでございます。当然のことながら、これらについても十分な把握をなされていると受け止めておりますが、これら総務省から示されているものにはどのように捉えた上での1回限りの研修となっているのか、お伺いをいたします。

2点目、いわゆるその体制構築の部分についてでございますが、お答えの中からいわゆるサービス残業的なものは存在がしないしと。ただこれは法的にどの程度のことであるかということでしたが、基本1分からということが法的な解釈になると思いますので、20分30分自主的に残っているということであれば、それは個別に判断していく必要があるのかもわかりませんが、行政としては1分の残業であっても、それは賃金の対象になるものであり、そうしたものがしっかりとなされれば、当然のことながら実質上の賃金増額というものにつながるのが一般的な理解だと私は捉えておりますが、同様のお考えなのか改めてお伺いをいたします。

また昼休みのいわゆる当番制、担当者制については、御答弁から適切に構築をされており、ここから漏れる者がいない、つまりは12時から1時間の執務に当たった者は13時から14時、スライドした形でね、休憩を取っているのです、あまねく全職員が実質上この昼部分について実質上の執務に従事する、いわゆる休憩時間を割かなければいけないという方は1人もいらっしゃらないと捉えてよろしいのか、お伺いをいたします。

3点目の町内における官民格差の部分についてでございますが、費用対効果ということでもございましたけれども、例えば町長は対話というものを常々掲げておられる中で、例えば商工会や農協や町内における各事業者団体等との対話というものをなせば、おおむねその動向というものは掴めてくるのかなと私自身は捉えております。

また管内の動向等であれば、例えば中小企業家同友会等、管内の経済団体等が毎年そうしたデータ収集、賞与等におけるデータ収集等を行なっており、それらを照会するといったようなやり方等もあるわけで、そんなに町内の動向を掴むというようなことについて費用や労力を要するとお考えなのか、具体的にお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 人事評価制度について、1回にとどまった理由はというところでもございますが、こちら先ほども答弁させていただきましたけれども、評価者研修につきましては外部の講師をお願いをして研修をしていただいております。

中でやるとどうしてもその人の評価に引っ張られるというのがありますので、外部講師をお願いをしながらこちらについては研修させていただいておりますが、こちら外部講師頼むというのも結構お金がかかりますので、その中で得たものを中において、ここでいう人事評価検討委員会なんですけれども、そういったところで持ち寄っていきながら、ばらつきのない人事評価体制がどういうものなのかというのは考えていかなければならないと考えております。

人事院勧告におきまして、梅村議員の質疑のとおりの内容も記されているところでございます。

対話ですとか適材適所への反映につきましては、こちら人事評価を行なう中で、各課長との面談等においては、積極的にやっていただくようにしております。

人事異動適材適所の関係につきましても、年に1回副町長における人事のヒアリング等も行なっておりまして、職員との対話もとりながら、こちらのほうは活用させていただいているところでございます。

ただ、処遇反映、給与への反映、当然昇給昇格反映につきましてはこういったものを見ながら昇格の反映をさせていただいておりますが、給与への処遇につきましてはちょっとまだできておりませんので、人事院勧告にも適切に給与に処遇するよという勧告も出てございますので、先ほど来からの答弁の繰り返しになりますけれども、こちらに向けて協議を進めていかなければならないと考えているところでございます。

残業時間の考え方、超過勤務の考え方でございますが、原則論からいくと1分でも出た場合については、これはもう超過勤務対応ということになるというのは、私どもそれは認知しているところでございます。ただ先ほどお話をさせていただいたのが、その部分例えば10分20分残っていたときにそれが業務なのかどうなのかというのは、働いている人間がきちっと個別に判断をしていただきながら、例えばお客さんが来ていて30分過ぎましたという場合については、適切にそれは超過勤務をつけていただくべきでしょうし、例えば仲間内と話していた中において30分残っていましたってのは、それは時間外になるのかというところにつきましても、それは個々人の判断もありますし、

課長の判断というのもあると思いますので、そちらについては適切に残業時間については管理されているものと捉えております。

昼休みにつきまして、例えば一部何かがあって昼休みが取れなかった場合については、それは振り替えて時間外をきちっとつけてくださいというお話はさせていただいております、その1時間分ですね。ただお昼休みですから、そこはお昼取っていただいて、お昼休憩していただくというのが原則になりますので、そういったことのないように職場の中でその辺の調整はとっていただきたいということでお願いはしているところでございます。

官民格差の関係でございますけれども、こちら町内の動向ですとか管内のこのぐらいだろうなというところは把握できたとは思いますが、実際に給与反映するに当たって、今回国も道も行なっているのがラスパイレス指数における比較っていうのを行なっております。ここまで手をつけるとなると、一人一人の給与を全部聞き取りをしてやっていかなければならない、それも年代別役職別ですね、そういったこともやっていかなければならないですし、また町内事業所において、役場の組織と、例えば1人事業所とそこが比較対象になり得るのかというところ部分もございまして、そういった部分勘案した中におきましては、北海道人事委員会の勧告内容をこちら参考にさせていただくのが適切なのかなと本町としては捉えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

丑若議員。

○3番（丑若浩行） 今回の人事院勧告によって、一律に給与体制の改定が提案されておりますけれども、人事評価制度の今後の導入に向けて検討していくという考えが示されましたが、具体的にいつごろ導入目標が持っていられるなら、お伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 具体的にというところでいうと、今年人事評価の検討委員会始めさせていただいております。先ほど梅村議員の答弁でもさせていただいたとおり、組合ともしっかり協議をしながらということになりますので、明確ないつからというのは現在のところ持っていないところではございますが、一応総務省のほうからいつごろからやるのかっていうことでの照会が来ております。その中におきましては令和6年度中に構築をして令和7年度から導入したい旨の回答はさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 議案第70号職員の給与に関する条例の一部改正について、

反対の立場で討論を行ないます。

政府より止まらない諸物価高、これを越す所得増、賃上げと所得減税を合わせることで所得の伸びが物価上昇を上回る状況を実際に作るという方針が表明されているところがあります。かつてのように、公務員の安定した身分に魅力を感じる若者が減り、優秀と思われる、または意欲ある職員は離職をし、人材確保が困難な昨今であることは承知をしており、本町もその例に漏れることはないと思っております。

本町役場においても、優秀な人材確保、また賃上げの流れを止めることなく、この諸物価高に対しても十分な生計費の確保は急務であると、こう考えているところではございますが、こうした観点から一般職の実質上の賃上げとなるこの本提案については賛意を有しているものであります。

しかるに、本町においてそれは本当にこの役場だけで良いのかと、このような疑問も同時に併せ持っているのも事実であります。間接的であっても、町内事業者を含めて町全体で賃上げの流れをつくる、良い経済環境をつくる、こうした機運を高める責務は町にもあると思料をいたすところであります。

実質上の町内のそうした賃金動向を調査することなく、役場のみの実質上の増額を行なうことであれば、このままであれば町内の官民格差は広がるばかりではないでありませんでしょうか。

かねてより幾度も言及をしてきました人事評価制度、これらの処遇の反映についてもおざなりになっており、職員の勤務体制、執務体制の構築についてもおざなりになっており、先に述べたように、町内事業者への賃金動態調査も行なう姿勢すらない。よってただただ漫然と人事院勧告の給与増額部分のみを反映させていると評価せざるを得ず、現況下においては、本提案について反対をいたすものであります。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願いを申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員。

○9番（高橋利勝）〔登壇〕 議案第70号職員の給与に関する条例の一部改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の改正は、人事院勧告に基づいて改定されるものであり、勧告では、公務員の人材確保のため若い人々に配慮した給与の改正、また物価高などによる民間労働者の給与引き上げを踏まえた上での給与の改正が勧告されています。

提案条例の改正も、若い人々の雇用の確保、物価高による実質賃金低下から少しでも職員の皆さんの暮らしを守るため、また近年は、全国的に見て公務員と民間労働者の格差が進んでいることから、公務員の皆さんの給与の底上げを考えたときに当然の改正だと思っております。よって賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) これで討論を終わります。

これから議案第70号職員の給与に関する条例の一部改正について採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第70号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第71号

○議長(篠原義彦) 日程第5 議案第71号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 議案第71号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与に関する勧告に伴う、一般職職員の期末勤勉手当支給月数の改定に鑑み、常勤特別職の期末手当についても改正するため提案をするものであります。

改定の概要であります。期末手当の年間支給月数を0.1か月分引き上げ、総支給月数を4.1か月から4.2か月とする内容であり、この改正に伴う影響額につきましては19万2,500円の見込みであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例(昭和42年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の215」に改める。

これは期末手当につきまして0.1か月分引き上げる改定であります。

第2条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の210」に改める。

これは、期末手当0.1か月分の改定につきまして、令和6年4月1日から、6月、12月支給分にそれぞれ0.05か月を振り分ける改定であります。

附則。

この条例中、第1条の規定は令和5年12月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

以上、議案第71号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

まずこちら常勤特別職についてでございますが、この人勸と合わせて人勸を反映させるその必要性というものについて、お伺いをいたします。

2点目でございます。影響額につきまして19万2,500円ということの御説明がありました。こちら個別に月額及び年額についての詳細をお伺いいたします。

3点目でございますが、常勤特別職の給与等についてはその性質、これをどのように捉えていらっしゃるのか。生計費等と捉えているという答弁が過去にあったところがございますが、こちらそのお考えの根拠があれば、それも併せてお伺いをいたします。

4点目でございます。首相や閣僚ら国家公務員特別職の給与を引き上げる改正給与法がこの人勸等に伴って成立したところでありますが、首相や閣僚、政務三役は増額分を全額国庫に返納すると。その理由といたしましては、物価高に直面する国民感情を踏まえたものであるとされております。同様に、本町町民の感情においては同様のものが生じないと捉えた上での御提案となっているのかお伺いをいたします。

また、提案に際しまして、これら首相以下の動向についてはどのような協議の下、本提案となっているのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず1点目、常勤特別職の給与について人勸に反映させる理由ということでございますが、こちらにつきましてはちょっと3点目と重なるかと思えますけれども、昨年答弁させていただきましたとおり、常勤特別職につきましては生活給の意味合いが高いものと捉えております。そういった観点から、町長、副町長、教育長につきましては、兼業禁止規定については議員の方々と同じ、同様の兼業禁止規定設けられておりますけれども、実質的にその職務を遂行するに当たりまして、町長、副町長、教育長に当たりましては、常勤の特別職になるということから、他の業務を兼業をして行なうことは困難であると捉えております。そういった観点から、極めて生活給に近いものと捉えてございますので、こちらにつきましてはそういった観点も踏まえた中で、今回増額の提案をさせていただいているところでございます。

なお先ほど国家公務員のお話もありましたけれども、今回の人事院勧告に伴いまして、国会議員歳費の手当につきましても増額になると聞いてございます。それにつきましては理由も、人事院勧告に伴う改定ということで出ておりますので、国としてもそういった観点においてやられているのかなと捉えているところでございます。

手当の個別の額でございますけれども、月額というか今回は期末手当の改定になりますので、月額ではなくて期末手当1本になるんですけれども、町長につきましては、改定後におきまして313万7,400円、0.1か月分の引き上げで7万4,700円の

増となっております。

副町長につきましては、258万7,200円、6万1,600円の増。

教育長につきましては236万400円、5万6,200円の増という形で手当の増となっております。これの合計が先ほど説明させていただきました19万2,500円になるという形になってございます。

3点目、その性質につきましては1点目の答弁と同様になりますので、こちらについては答弁は割愛させていただきたいと思えます。

最後、国家公務員法の国庫返納についてでございますが、こちらにつきましては、国家公務員の給与を決定しております、特別職の職員の給与に関する法律という中において、こちらのほう支給されているものと捉えておりますが、こちらその附則の中におきまして、内閣総理大臣、国务大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官、または常勤の大臣補佐官につきましては、この法律に基づいて支給された給与の一部に関する額を国庫に返納する場合については、公職選挙法の寄付の禁止規定については適用しないということで、こちら法律において、返納について法律の打ち消しを行なっているということでこれはできることであって、本町の場合におきましては、町長、副町長、教育長については、自主返納をするとなると公職選挙法違反になるということになってございますので、こちらの特別職の職員の給与に関する法律にのっとりた形の国庫返納については、特段検討しているところではございません。返すのか返さないのかということ、どう捉えているのかということのお話があったかと思えますけれども、こちらにつきましては先ほど来からお話しさせていただいております、生活給としての意味合いが強いという中で、昨今の物価高騰等鑑みたときに、ほかの町内の民間事業者の動向については調査しておりませんと先ほどちょっと答弁させていただきましたけれども、町内事業者が今どういう動向なのか把握してございませんけれども、この物価高に対応すべく、この手当の引き上げもなされたものと捉えておりますので、こちらについては強制的にですとか自主的についでいうのではなくて、これ条例にのっとりた形での支給になりますので、そういったことは必要ないことかなと捉えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず1点目のお伺いでございます。

こちら人勸を反映させる必要性のところでお伺いをいただいたところでございますが、3点目とかぶるよっていう前置きがありましたが、生活給の意味合いが高いよというところでございますが、この生活給の意味合いが高いと捉えるに至る理由やその根拠となるものがあればお示しをいただきたいということで先ほどもお伺いをしてございますので、特別職のこの給与が生活給の意味合いが高いとお考えになる根拠、論拠についてお伺いをいたします。

2点目でございます。この特別給、仮にでございますが、この特別職の給与等においても生活給の意味合いが高いというところでございますので、生計を営むに当たって個別の手当の内訳については御答弁をいただいたところでございますが、月額給与と合

わせて年額は総額おいくらになるのか、それぞれお伺いをいたします。

兼業規定等についても言及があったところでございますが、こちら当然その条例等によって定められている特別職の給与等でございますが、兼業等を行なわなくても当然職責等に鑑みて十分な生計が成立するもの、なりうるものという形で、条例制定がなされているのではないのかなと私は思料しているところでございますが、個別の年額に照らした上で、生計費として十分なのか否か御見解をお伺いいたします。

3点目については、1点目のお伺いと同様に御答弁を求めます。

4点目の部分についてでございます。国の動向として、これは地方議会におけるいわゆる町長や我々議会議員、同じ政治家であっても国政と地方議会においては性質が異なるというところでありまして、私がお伺いしてございますのは、返納の可否とかそういったことについてではなくて、例えば国においてはそうした動向がありましたよと、首相以下そういう動向がありましたよという中で、本町において具体的には町民の感情等を鑑みれば、実質上、これ人勸を特別職の給与に反映させるのは義務ではありませんから、例えば据え置くということにすれば、実質上、それを返納をするという必要性が全くないわけですから、そうした国の動向を踏まえて、議論等は何かあったのか、そうした国のリーダーとしての姿勢を示されておりますが、町のリーダーとしてどのようにお考えなのかお伺いしてございます。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず1点目、生活給としての意味合いが強いその意味はということでございますが、こちらちょっと私先ほど答弁したつもりでいるんですけども、基本的に兼職兼業規定についてはあれなんですけれども、基本的に常勤特別職においては、他の業務と兼務をしながら業務を行なうことは非常に困難な職務と捉えているところでございます。なので、要は支給されるものにつきましてはこの報酬のみになりますので、当然この中において生活していかなければならないという形になりますので、そういった意味合いにおいて生活給としての意味合いが強いと捉えているところでございます。

今回ちょっと年額出してきてないんですけども、月額につきましては、町長におきましては74万7,000円、年額手当含めまして改定後になりますが、1,210万1,400円で、副町長につきましては、月額が61万6,000円、年額につきましては改定後の手当を含めまして997万9,200円。教育長につきましては、月額56万2,000円、年額で910万4,400円という形になってございます。

現況生計として十分なのかどうかということでございますけれども、こちらにつきましては、手当の増につきましては、人事院勧告で示された手当の率というのが基本的には民間事業者と比較をした中でどうなのかということになってございますので、これについては十分なのかという意味合いがですね、その金額がどうなのかということについては個々それぞれのお考えもあるかと思っておりますけれども、これについては私がお答えできるのは、十分適当適正な金額であると捉えているところでございます。

最後の首相の関係につきましては、これ議論なされたのかというところでございます。

が、こちらにつきましては、この報道につきましては早くから出ておりましたので当然承知しておりますし、話もさせていただいております。その中において、今回0.1か月分の増額の提案をさせていただいているということで、これはこういった議論をした上で提案をさせていただいているというところで御認識いただければと思います。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず、特別職の個別の年額についても御答弁いただいたところでございますが、町長においては1,210万円余りということでございます。併せてこれらが生計費として十分かということでございます。適当適切かということであれば条例に定められておりますので、そうした観点から当然のことながら、適当適切、適法であると私も捉えておるところでございますが、一般的にというような言葉を使わせていただきますが、一般的にはこうした条例の改正前においても、生計を営むにおいて、生計費生活費としては十分であると、これは一般的な平均所得等から鑑みてでございますが、通念としてはそう捉えられるのではないかと私は捉えております。

そうした中で、ここで人勸に呼応してこの特別職の給与等についても実質上の増額を行なう必要性というものが、先ほど国に倣ったというような御趣旨のようでございますけれども、その辺の必要性というのはちょっといま私には理解ができないので、その辺整理をした上で改めてお伺いできればなと捉えております。

また、改めてお伺いをいたしますが、さきにも述べたとおり、首相以下についてはこうした諸物価高のこの現況下、国民感情を踏まえてということで、実質上人勸に呼応して増額をしましたが、返納して実質上増額にはしていないというところが確認されておりますが、そうした感情が町民の中には生じないとお考えなのか、この辺についても明快にお答えをいただきたい。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 整理をしてっていう質疑でございましたけれども、基本的にこの金額につきまして、昨年も十分であった、適正であったと捉えておりますが、昨今の物価上昇鑑みたときに、食費であれば平均で1.2倍から1.3倍ぐらいになっている状況下踏まえた中で、人事院勧告におきましてもそういったものを踏まえた中での今回勧告なのかなと考えておりますので、その分0.1か月分の手当の増額については、これはその分の補填という形ではないかもしれないですけれども、そういった中において充分担っていくものと捉えております。町長、副町長、教育長については、これいつもお話しさせていただいておりますけれども、その職務や職責から考えた中において非常に重たいものとなっておりますので、一定程度一般職員との均衡も鑑みながら傾斜するということについては、これは合理的なものとして捉えているところでございますので、十分か十分でないと言われると、生活する上においては十分ではあるとは捉えておりますが、そういった観点も踏まえた中で今回御提案をさせていただいているところです。

内閣の国民感情を踏まえた形での自主返納という形でございますけれども、今回提案させていただくに当たっては、当然町民の皆さんもこの0.1か月分の手当の増額につ

いては一定程度理解していただけるということの下で提案をさせていただいているものであります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員。

○1番（宮本やよい）〔登壇〕 議案第71号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

本案の提案理由として、人事院の給与に関する勧告に伴い、一般職の期末手当及び勤勉手当の改正を行なうことにより、それらに準じて規定する常勤特別職の期末手当についても改正する必要が生じたとありますが、そもそも人事院勧告を受けてすぐさまそれを反映させる必要はありません。勧告どおりの給与改定にするのか、または上乘せするのか、下回るものにするのか、さらには実施時期をどうするのか、それは自治体の状況をよく見極めて判断するべきだと思います。

物価高騰により、町民は非常に厳しい生活を強いられています。給与が上がらないだけでなく、ボーナスが出ないという声も聞こえています。このような厳しい生活環境に置かれている町民感情から見て、町長を初め、副町長、教育長の報酬は、物価高の影響を受けないだけの金額をもらっていると思います。

この現状を考えると、特別職については現状維持、据え置きが妥当であり、一旦立ち止まって考えるべきだと思います。

よって、本案には反対とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員。

○9番（高橋利勝）〔登壇〕 議案71号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の常勤特別職についての改正は、職員給与との関係から、これまで行なわれてきた人事院勧告に準じて行なわれるもので、現在も続く物価高による実質給与の切り下げから、少しでも暮らしを守るための改正となると思います。

よって、賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 議案第71号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について反対の立場で討論を行ないます。

常勤特別職の給与等においては、いわゆる生活費、生計費の意味合いのみを持つ一般職級とは異なり、職責の特殊性に対してのものも多分に含まれていると捉えているとこ

ろであります。

給与手当を総じた実質上の報酬増となる本提案は、広く民意等を反映させる報酬等審議会に諮問して行なっていくべきであり、長きにわたり本町においては、報酬等審議会の諮問がなされていない現状があります。

質疑でも言及したとおり、諸物価高にあえぐ国民、本別町民は多く、町民感情を踏まえ、特別職の実質上の給与報酬等の増については、町民理解が得られるものではないと思料するものであります。

生活をする上では十分、このような御答弁があったところでありますが、であるならば、ここは諸物価高、こうした現況下を鑑み身を切る覚悟を示していただきたい、そうした強い姿勢をぜひ示していただきたい、このように考えているところであります。

首長たる職責の重さについては計り知れないものであると私自身も承知をしているところであり、日々、目に見えない重圧、プレッシャーというものがあると考えているところであり、全くの異論はありません。

しかし、人口減対策や町財政の立て直しなど、多くの町民に評価がされる具体的成果を出された上で実質上の増額とされるべきであり、タイミング的にも今は適切なものではないとこのように考えているところから、本提案については反対をいたすところであります。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたく願ひまして、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行）〔登壇〕 議案第71号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回、人事院勧告に基づいて特別職の給与及び旅費、手当が引き上げになるということになりました。先ほどから、物価高、物価高と言っていますが、物価高に直面しているのは、全員です。そういった中で、昨年から我が本別町に関しては、農業者や商業者に手厚く、何とかこの町の物価高を乗り切ろうという姿勢が見えました。そういった中で、この経済を循環させるにはどうしたらいいのか。それは町の土建屋に仕事をしてもらい、公務員やサラリーマンの給料を上げ、それを使っていただく、それが経済の循環になると考えます。

昨今、先ほどから申されているとおり、この本別町の公務員、本別町の職員になりたいと思う若者が少ない。そしてこの職員になって、なぜか辞めていく若者が多い。魅力がないんだなと思います。当たり前です。人事院勧告があるときに、職員の給料は下げられ、特別職の給料を上げるな、そういう議員が多いからです。もらってください。上げるときには上げる、下げるときに下げる。そしてこの職員、特別職に俺は将来教育長になるんだ、町長に立候補するんだ。そういう職員が出てくることを望む。それが、この町の発展につながるものだと私は思っています。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

議員諸兄姉の賛同をよろしく願ひいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから議案第71号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について採決をいたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第71号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11時13分 休憩

午前 11時25分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議案第71号の討論の中で、賛成討論、反対討論ございました。その中で、先ほど梅村議員のほうから賛成討論した柏崎議員の発言について、確認の申出がございました。この確認について、柏崎議員に発言を許します。

○11番（柏崎秀行） 発言の中で、人事院勧告に基づいて出された増減に対して、辞めた職員がいるというのは辞めたと思われる職員がいるということに訂正させていただきます。もう1点…。休憩をお願いします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前 11時26分 休憩

午前 11時27分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） あともう1点です。役場職員になりたい若者がいないというような発言をいたしました。言い切ったのは間違いで、役場職員になりたいと思う職員が少ないということで、訂正をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） ただいま柏崎議員からの発言を許可いたしました。

◎日程第6 発議第2号

○議長（篠原義彦） 日程第6 発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案いたします。

11月10日に行なわれた議会運営委員会で議論をし、議員協議会にて報告した内容となっております。

期末手当は、現在の4.10月分を4.20月分とし、0.10月分増とすることとし、令和5年12月の期末手当から増額調整を行なうため提案するものです。

今回の改正による影響額については、議員12人分で24万4,800円の増ということになります。

この提案については、先ほど職員、特別職の人事院勧告に伴う増額に呼応し、手当の増額ということになります。

それでは、改正条文を読み上げて提案説明に代えさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のとおり改正するものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和46年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の215」に改める。

第2条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の210」に改める。

附則。

この条例中第1条の規定は、令和5年12月1日から、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

以上、提案させていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

令和4年11月の同様の発議の際にお伺いをしたことでございますが、これまで今回発議者となっている藤田議員よりも、いわゆるこの人勸による報酬増等は、いわゆる議員のなり手不足対策に効果的であると、このような見解が示されたところでもあります。それから1年以上経過いたしまして、議員報酬や定数等の具体的議論というもの、踏み込んだ議論等というものはなされていないはずであります。その理由というものについてお伺いをいたします。

また2点目でございますが、この本人勸については、この地方議会議員の報酬というものについて直接的には関連しないものでありますが、今ここで実質上の報酬、手当を含めた報酬等の増となる改正改定を行なう必要性というものについて、具体的にお伺いをいたします。

3点目でございますが、いわゆる諸物価高、これまでも議論してきたとおりでございますが、諸物価高の現況下、いわゆるこの生活給ではない議員報酬について、役務の対価である反対給付である議員報酬についてでございますが、これを実質上の増とすることについて町民理解というものは十分に得られるとお考えなのか、お伺いをいたします。

また、併せてその具体的理由についてもお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） まず1点目ですね、定数の議論は昨年度から行なってきたかという点についてですが、実際には具体的な内容までは議論はしておりませんが、このことはもちろん梅村議員は議会運営委員会の委員ですので、その会議の中身の議論も承知しているかと思いますが、このことについては次期改選まで、議員報酬に関しては町民の声を聞き報酬等審議会などをかけるなどして考えていくべきというようなお話も出ていたかと思えます。

2点目、必要性の部分ですが、これまで議員の期末手当については、これまでも人事院勧告に呼応して準じてというより、準じていないときもありましたので、本別町議会独自で決定をしまりました。支給割合については、都度決定してきた経緯がございます。

毎年多くのデータを分析して、国民の危機管理を考察し、社会情勢に適応した判断、決定されている人事院勧告を尊重することを、本別町議会として選択してきたため準じてきた経緯もございます。

先ほど言いましたように、基本月額については、町民の声を聞き報酬等審議会において審議されるべきと思いますが、私としては手当の支給割合については、これまでの考え方を踏襲するべきと思っております。

目的、町民の理解など併せてですが、目的といいますか、これまで議員の活動においても今回の人事院勧告でも挙げられていますように、社会情勢の影響が国民全般に向けて示されております。議員の活動においても影響がないわけではなく、多様な人材の地方議会への参画を促すためにも、一定程度の水準は保つべきだと私は思っております。昨年度も、人材不足にも寄与するものだと発言をしていましたが、今もそのような考えでおります。

また、町民の理解という部分ですが、町民の代表としてこれまでも議会においてコロナ対策、物価高騰対策などの議決をし、委員会などでも議論をしてきました。この今回の発議に関しましても、委員会で議論をし、提出した議案ですので、町民の理解は得られると思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず1点目のお伺いですが、私がお伺いしているのは昨

年、1年前、丸々1年前でございますけれども、この議員報酬というものについては、議員のね、成り手不足対策に効果的ですよというような御見解を披歴なされたと、藤田議員がなされていたという経緯がございます。にもかかわらず、この1年間踏み込んだ議員報酬、定数を含めたというところでございますけれども、そうした議論がなされてこなかったんですが、その理由はなぜですかと伺っております。

2点目についてでございますが、繰り返しとなりますが、これ人勸と地方議会議員の報酬というものは直接的に関係はしませんという前提の上でお伺いしております。本町議会においては、この人勸をいわゆる反映させるときもあれば、させないときもありましたと、これは藤田議員によって明らかにされたところであり、事実であると私も認識しておりますが、今ここで実質上の報酬増となるこの人勸を反映させる具体的な必要性についてお伺いしております。

3点目についてでございますが、いわゆる町民理解の部分についてでございますが、御答弁の中では委員会等で協議をしてきたからと、理解がされるということでございますが、その辺の考えに至る経緯について、もう少し詳細お伺いをいたしたい。私が申し上げているのは、いわゆるこの生活給ではない議員報酬、役務の対価、反対給付である議員報酬というものを上げるに際して、何かその議員活動の中で影響があるということなんでしょうか。例えば俗に言う政務活動費的なものがね、物価高騰によって足りないよというようなことなのか、その辺もう少しお考えの詳細をお伺いしたい。なぜ必要であって、どのようなお考えから町民理解が得られるという考えに至ったのか、詳細お伺いしております。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 定数報酬の議論については、今後を計画的にやっていく予定となっております。昨年度からの答弁からの1年間では行っていないというのが、現状でございます。

理由については、委員会の中で別な議論をしていたということもありますし、4年間をとおして次の改選期までに報酬に関しての議論を進めるということで、活性化の中の項目にも入っておりますので、そのように進めていくこととなっております。

そのほか、報酬を上げるといふことの目的を具体的にということですが、私先ほども言いましたが、社会情勢の影響がないわけではなく、また活動費、もちろん政務活動費もございません。燃料代、その他いろいろな部分で、それぞれ皆さん活動の中でかかっているものは、今までよりかかっているものはあると思います。委員会での議論の中でも、人事院勧告制度は特別職や議員報酬の対象としていないので反映させるべきではないという意見のほか、町民から議員報酬は低いのではという意見があったり、手当はこれまでも人事院勧告の支給割合を目安としていることから、反映させるべきという意見などがありました。その中でまとめられたこれは意見で、結果として0.10月分の増額を発議となったところです。

また、その中の増額としていることの妥当性といいますか、その理由ということもございまして、これまで独自に減額をして、人事院勧告に準じないで上げなかったときも

ございます。これまで経験したことない新型コロナウイルスが、感染が広がった令和2年でしたか、のときには、議会独自で期末手当を減額を行っており、これも十分社会情勢を見た独自の判断をしていると思っております。また、その減額分を元に戻すことなく、それも継続されております。

現在、十勝管内の本別町議会の報酬については、管内では14番目と大変低くなっていることと、加えて、手当に関しては今4.10月分と、最低の支給割合となっております。このことから、ある程度の私は一定程度の水準、この中身や水準を保つことが、若い方また女性、若い方の参画につながる一因となると考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員。

○1番（宮本やよい）〔登壇〕 発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

議員報酬の元は町民に納めていただいた貴重な税金です。物価高騰により、町民の生活は厳しさを増しており、議員として痛みを共有することは当然なことだと思います。

このような状況下で、実質上の議員報酬の引き上げとなる本発議は、町民の理解を得られるとは到底思えません。よって反対いたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

水谷議員。

○4番（水谷令子）〔登壇〕 発議第2号議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

このたびの一部改正は、人事院の給与に関する勧告に伴い、人事院の給与に関する勧告を反映するものです。

議員報酬は、それぞれの自治体が自らの責任で決めることになっていきます。本別町議会でも反映したときもありますし、反映しないときもありました。社会環境や他町村の状況、議会議員の取り巻く環境の変化などを踏まえ、議員活動の水準が報酬額を決めることから、議員活動として町民への報告会、懇談会、議員研修、視察、またそれぞれの議員活動を積極的に行なっているところだと思っております。報酬増額が議員の多様な政治参加を促す一つの要因になると考えます。

今後、報酬額について議論するには、報酬の議論だけをするべきではなく、報酬の増額が議員力アップの条件の一つであることから、定数、政務活動費、議会事務局等を鑑み、住民と考える議員報酬であるべきと考えます。議会議員の魅力を伝える、それが議員報酬とつなげる論点が必要と考えます。

今回の一部改正について、賛成いたします。

議員諸兄姉の賛同をいただきたく、討論を終わります。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

これまでの議論の経緯、また本上程に際しての質疑、答弁についても、議員の成り手不足というようなところにも言及がありました。それらについては、いわゆる地方議会と全く直接的な関連性のない人勸のこのタイミングで行なう必要性ということについては、全くもってそれがないと、必要性がないと考えているところであります。

1年前にも発議者である藤田議員より、このような御見解が披瀝されておりますので、これは議会議員としての魅力アップであるとか、議会としてね、スムーズ、速やかな動きというのを見せるために、そうした課題感があるのであれば、能動的、積極的にそうした課題を解決するための動きというのをしてくるべきであると考えておりますが、この1年間、またその改選前に遡っても、そうした深い議論に至った経緯はありません。

成り手不足に対して、当然のことながらこの報酬というものが一つの要素、それを解決するための要素であることについては否定をいたしません、先に述べたとおり、やはりそういう若い方、女性を含めた若い方や新たな成り手等に議会議員の魅力、それを伝えるためには、しっかりとやっぱり背中を見せて議会改革等に取り組んでいく姿勢というものが必要であると考えます。

現在行なっている視察や研修や報告会、懇談会等については、議会議員として当然のことではないと考えており、先進議会等の視察も行なっているわけですから、そうしたものはどんどん取り入れて、もっともっと議会改革というものに邁進することができるが、そこには至っていないと私自身は捉えております。また町民感情や町民による議会の評価というものを鑑みても、私自身の捉えとしては高い評価をいただけるところまでには至っていないと、まだまだ伸びしろ、課題というものはあると私は捉えております。

議員報酬増というものを、増ないしは議員報酬を考えるとということであれば、何も直接的な関連性がないこの人勸というもののタイミングに合わせる必要性はないわけですから、しっかりと胸を張って議論をした上で、町民の皆様にこれだけやっている、これだけやったんだから評価をしてほしいと、増という考えがあるのであればですよ、いうものをお示しして町民を巻き込んだ皆様の理解醸成に努めるべきだと考えているところでございます。

これまでの議論の中でも度々言及してまいりましたが、いわゆるこの諸物価高というものの中で、この生活給ではない議会議員の報酬等について、役務の対価である反対給付である議会議員の報酬というものについて、このタイミングで実質上の増とする必要性がないわけでありますから、町民感情等を鑑みるに、今はその時期ではないと考えているところであります。

よって、本提案については反対をいたすものであり、議員諸兄姉の御賛同を賜りたく申し上げて、反対討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行）〔登壇〕 発議第2号議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回、期末手当の増ということで議運の委員長から提案がありました。質疑答弁の中にもあったように、本別町議会の報酬は管内に比べても下のほうになっています。そういった中で、この物価高の影響を受けているのは、町民の皆様もしかりですけれども、我々議員も一緒だと思っています。そういった中で、何とかこの状況を乗り切っていくとならないという現状の中、今回の手当の増ということは賛成いたします。

もちろん、月額報酬の増ということになれば、我々議員の中でもかなり議論を進めた上で判断していくということになると思いますし、これから成り手不足の解消、そういった時点でも上げるときは上げる、下げるときは下げる、そういったメリハリをつける、これが大事だと思っていますので、今回は賛成とさせていただきます。

議員皆様の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

丑若議員。

○3番（丑若浩行）〔登壇〕 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

本別町の皆さんの票をいただいてこの場に立っている者として、町民の皆さんの生活が苦しくなる一方の現状、年金受給額が増えるでもなく、事業を行なっていく上で生産費の上昇に苦しめられ、食料品等の諸物価高騰にあえいでいる現状で、私たち議員の報酬が上がることには、甚だ疑問を感じるところであります。

自らを律するという意味合いを込めて、反対の立場をとりたいと思います。

議員諸氏の御理解をよろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

石山議員。

○6番（石山憲司）〔登壇〕 発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本別町議会は、町民の方々に対し議会報告会、懇談会等早くから行ない、極めて開放的に進めてきていることと理解しております。

先ほどの反対討論の中に、成り手不足の解消に報酬というものも、一定の理解を示す発言がございました。

また、全国の議長会におきましても、中間報告において、議員報酬の増額等も含めまして、現在検討が進められております。

そのような状況下にありまして、本別町議会の今回の改正につきましては、議会運営委員会におきまして、また、かつ、議員協議会におきまして、十分な審議がなされてきました。そのもとの発議提案でございます。

私も議員報酬の観点につきましては、今後4年間において十分検討されるべき課題で

あるということは十分理解しております。今回の改正につきましては、人事院勧告に基づき、確かに本別町におきましては、人事院勧告に従うといたしますか、に基づいた場合と、またそれに基づかない場合もございましたが、今回につきましては、私は賛成させていただきますと思います。

議員各位の賛同を求めまして、賛成討論といたします。

議員各位の御理解のほう、よろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、発議第2号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 議案第72号

○議長（篠原義彦） 日程第7 議案第72号令和5年度本別町一般会計補正予算（第15回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第72号令和5年度本別町一般会計補正予算（第15回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、さきに議決をいただきました人事院勧告に伴う人件費の調整が主なものとなっております。

人事院勧告による改定の内容につきましては、先程の条例改正の際に説明しておりますので、省略させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,585万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,038万6,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出ですが、6ページから、17ページまでの各科目にわたります、2節給料、3節職員手当等の補正につきましては、令和5年度の人事院勧告による給与改定に伴うものでありますが、6ページ、7ページ、2段目の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等、一般職2,863万8,000円の減額は、退職手当組合負担金の負担率の変更されたため減額するもので、給料、各手当の補正の内容につきましては、18ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、一般会計における令和5年度の人事院勧告による給与改定に伴う影響額は、全体で1,497万1,000円となっております。

また、各特別会計及び企業会計への繰出金等につきましては、人事院勧告及び退職手当組合負担金の変更による人件費の調整となっております。

各科目にわたります、4節共済費の補正につきましては、給与改定に伴う調整及び標準報酬月額改定に伴う調整となっており、18ページ以降の給与費明細書を御参照願います。

以上で歳出を終わりました、4ページ、5ページをお開きください。

1、歳入ですが、18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金2,585万2,000円の減額補正は、歳出総額の減額に伴い減額するものであります。

以上、令和5年度本別町一般会計補正予算（第15回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

高橋議員。

○9番（高橋利勝） 6ページ、7ページ、歳出で、総務費今説明ありましたが、退職金の関係で、これ全般的にマイナス補正になってるんですが、この経過ってどうか、ちょっとどういう形でこういう負担率が減少になったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 退職手当組合の負担金について答弁をさせていただきます。

こちら20ページの給与費明細書の（2）番のほう御覧いただきたいんですけども、（2）給料及び職員手当の増減額の明細、一番下の退職手当組合負担金の備考欄に、1,000分の145からと記載させていただいておりますが、まず予算立てたときに、1,000分の145ということで負担率予算を立てさせていただきました。

年度が明けまして、本年度の負担率については1,000分の135になりますということ
ことで退職手当組合のほうから通知が来たところだったんですけれども、定年延長の関
係で、当面の間、退職者が2年に1回しか退職者が出ないっていう、これから5年間
つきましては、そういう状況になっておりますので、負担金についても2分の1にし
ますよっていう通知が、確か6月頃に發文されまして、最終的に退職手当組合の負担率
については1,000分の67.5、1,000分の135の2分の1の1,000分の67.
5ということで通知が来たところでございます。

なので、こちらにつきましては、定年延長に伴います退職者減の調整ということで、
当分の間、この率で退職手当組合の負担率については経過するものと考えております。
以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号令和5年度本別町一般会計補正予算（第15回）について採決
をいたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号令和5年度本別町一般会計補正予算（第15回）につい
ては、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第73号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案73号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補
正予算（第5回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第73号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予
算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の調整が主な内容であります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万3,000円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,429万1,000円とする内容でありま

す。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3 ページ、4 ページをお開きください。

中ほどの2、歳出であります。各科目における2節給料、3節職員手当等、18節負担金補助及び交付金の補正につきましては、人事院勧告に基づく給与制度改定及び退職手当組合負担金の負担率の変更によるもので、4節共済費につきましては、標準報酬月額改定に伴う調整となっております。5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段1、歳入であります。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金64万3,000円の減額補正は、収支の調整によるものです。

以上、令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号令和5年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第74号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第74号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第74号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整が主なものとなっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ134万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,461万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出であります。3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・日常生活支援総合事業費25万2,000円の減額、次の段の2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費109万円の減額補正は、人事院勧告に伴う給与改定に伴うもの及び退職手当組合普通負担金負担率の変更によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で歳出を終わります。上段の1、歳入であります。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金134万2,000円の減額補正は、歳出で説明いたしました人事院勧告及び退職手当組合普通負担金負担率の変更により調整するものです。

以上、令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号令和5年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第75号

○議長（篠原義彦） 日程第10 議案第75号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第75号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整が主なものとなっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ488万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,884万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、いずれも人事院勧告に伴う給与改定、退職手当組合負担金の負担金率の変更及び標準報酬月額の変更によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金488万7,000円の減額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上で、議案第75号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第76号

○議長（篠原義彦） 日程第11 議案第76号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第76号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,059万6,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、2節給料4万9,000円の増額、3節職員手当等76万7,000円の減額、4節共済費3万2,000円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。

5ページ以降給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段の1、歳入ですが、3款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金68万6,000円の減額は、収支の調整によるものです。

以上、令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号令和5年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第77号

○議長(篠原義彦) 日程第12 議案第77号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長(加藤勉) 議案第77号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,516万1,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、2節給料23万4,000円の増額、3節職員手当等52万6,000円の減額、4節共済費1万9,000円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。

5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段の1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金27万3,000円の減額は、収支の調整によるものです。

以上、令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号令和5年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第78号

○議長（篠原義彦） 日程第13 議案第78号令和5年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第78号令和5年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和5年度本別町水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益は37万7,000円減額補正し、収入の総額を1億4,810万7,000円とするものであります。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は37万7,000円減額補正し、支出の総額を1億4,810万7,000円とするものであります。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中8,708万1,000円を8,711万7,000円に、2,200万5,000円を2,204万1,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費は3万6,000円増額補正し、支出の総額を9,815万4,000円とするものです。

予算説明書の説明につきましては、収益的収入及び支出、資本的支出、いずれも人事院勧告に伴う人件費の調整によるもので、予算説明書の説明は省略させていただきます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第10条に定めた経費の職員給与費を、人件費の調整により34万1,000円減額補正し2,489万7,000円に改めるものです。

7 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

他会計からの補助金。

第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を37万7,000円減額補正し2,224万6,000円に改めるものです。

以上、令和5年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号令和5年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号令和5年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第79号

○議長（篠原義彦） 日程第14 議案第79号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 議案第79号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事院勧告による人件費の調整が主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という、第3条

に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を21万円増額し、収益の合計を11億3,328万9,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を1,357万2,000円減額し、費用の合計を11億6,894万7,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第1号職員給与費を1,357万2,000円減額し、7億9,020万5,000円とするものです。

他会計からの補助金。

第4条、予算第11条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第3号退職手当組合事前納付金を12万5,000円増額し615万5,000円に、第4号基礎年金拠出金公的負担経費を8万5,000円増額し1,816万1,000円とするものです。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります。上段の収益的収入、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金21万円の増額は、人件費の変更に伴う一般会計からの繰入基準の変更によるものです。

下段の収益的支出、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費1,357万2,000円の減額ですが、給与改定及び期末勤勉手当の制度改正、また退職手当組合等負担金の負担率の変更によるものとなっております。

なお、給与費の増減の内訳は、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

以上、令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号令和5年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第6回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 2時02分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年11月30日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 石 山 憲 司